

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（法第30条第1項）

★ 建築基準法関係規定の審査を受ける場合（法第30条第2項による申出）は、建築物などの確認申請手数料が加算されます。

|                                             |  |          |
|---------------------------------------------|--|----------|
| （一）誘導基準に適合していることを示す書類を提出する場合                |  |          |
| 1. 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る）        |  | 5,800円   |
| 2. 1 以外の建築物                                 |  |          |
| （1）住宅部分                                     |  |          |
| 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの                  |  | 11,300円  |
| 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの     |  | 23,800円  |
| 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの   |  | 52,800円  |
| 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  |  | 94,700円  |
| 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの |  | 119,000円 |
| 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの               |  | 148,000円 |
| （2）非住宅部分                                    |  |          |
| 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの                  |  | 11,300円  |
| 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの     |  | 19,500円  |
| 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの   |  | 31,600円  |
| 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの   |  | 94,300円  |
| 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  |  | 149,000円 |
| 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの |  | 188,000円 |
| 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの               |  | 235,000円 |

|                                             |  |            |
|---------------------------------------------|--|------------|
| （二）（一）以外の場合                                 |  |            |
| 1. 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る）        |  |            |
| 誘導仕様基準による場合                                 |  |            |
| 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの                  |  | 20,700円    |
| 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの                  |  | 22,200円    |
| 仕様・計算併用法による場合                               |  |            |
| 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの                  |  | 30,100円    |
| 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの                  |  | 33,200円    |
| 標準計算法による場合                                  |  |            |
| 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの                  |  | 40,200円    |
| 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの                  |  | 44,900円    |
| 2. 1 以外の建築物                                 |  |            |
| （1）住宅部分                                     |  |            |
| 誘導仕様基準による場合                                 |  |            |
| 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの                  |  | 38,700円    |
| 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの     |  | 66,900円    |
| 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの   |  | 120,000円   |
| 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの                |  | 183,000円   |
| 仕様・計算併用法による場合                               |  |            |
| 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの                  |  | 59,800円    |
| 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの     |  | 100,000円   |
| 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの   |  | 175,000円   |
| 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  |  | 256,000円   |
| 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの |  | 304,000円   |
| 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの               |  | 354,000円   |
| 標準計算法による場合                                  |  |            |
| 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの                  |  | 81,000円    |
| 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの     |  | 135,000円   |
| 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの   |  | 229,000円   |
| 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  |  | 329,000円   |
| 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの |  | 390,000円   |
| 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの               |  | 449,000円   |
| （2）非住宅部分                                    |  |            |
| モデル建物法による場合                                 |  |            |
| 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの                  |  | 102,000円   |
| 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの     |  | 129,000円   |
| 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの   |  | 171,000円   |
| 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの   |  | 276,000円   |
| 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  |  | 361,000円   |
| 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの |  | 434,000円   |
| 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの               |  | 509,000円   |
| 標準入力法等による場合                                 |  |            |
| 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの                  |  | 266,000円   |
| 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの     |  | 334,000円   |
| 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの   |  | 431,000円   |
| 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの   |  | 615,000円   |
| 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  |  | 758,000円   |
| 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの |  | 896,000円   |
| 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの               |  | 1,020,000円 |